

平成30年度 山形県

事業主の皆様へ

業務改善奨励金 **新規**

拡充

正社員化・所得向上促進事業奨励金

H30. 4

奨励金の概要

	業務改善奨励金 【新規】	正社員化促進事業奨励金 【拡充】	所得向上促進事業奨励金
目的	労働者の所得向上		
	労働者の賃金底上げ	非正規雇用労働者の正社員化	非正規雇用労働者の所得向上
要件	事業場内最低賃金を30円以上引上げ (事業場内最低賃金が 800円未満 の 中小企業・小規模事業者が対象)	45歳未満 の非正規雇用労働者を正社員に 転換し、6か月間継続雇用 ※対象となる年齢を45歳未満に拡充 (平成29年度は40歳未満)	・非正規雇用労働者の賃金を2%以上 増額改定等し、6か月間以上適用 ・正社員と共通の職務に応じた賃金 規定を作成して6か月以上適用
条件	・山形労働局管内に事業所があること ・厚生労働省の業務改善助成金の受給 があること	・山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること ・厚生労働省のキャリアアップ助成金の受給があること	

業務改善奨励金

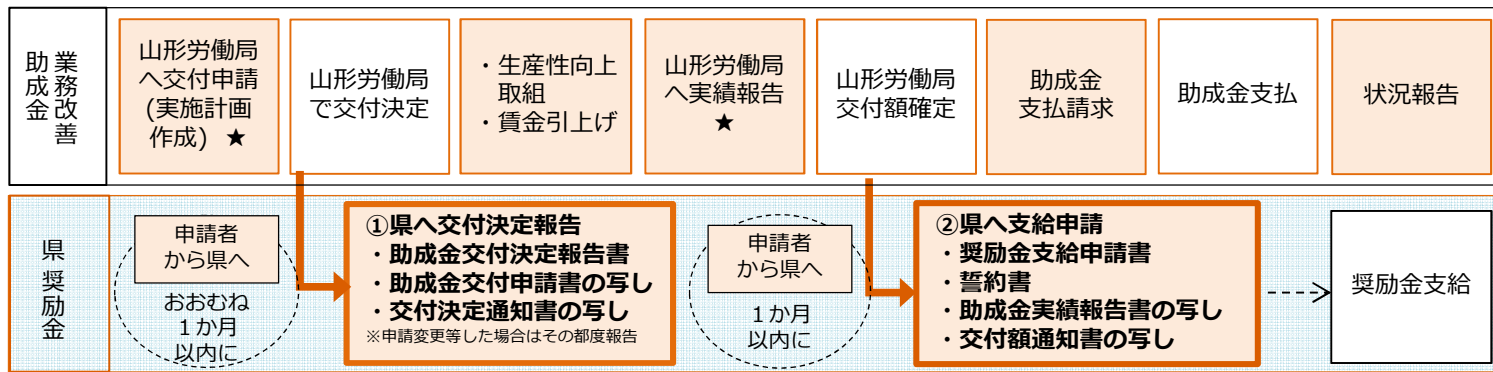
※支給対象者：1時間あたりの事業場内最低賃金額が800円未満の中小企業・小規模事業者
事業場内最低賃金を30円以上引上げること。 ※裏面参照

≪奨励金額≫

引上げ 対象人数	県 奨励金		(参考) 業務改善助成金上限額 (厚生労働省)
	小規模事業者	中小企業事業者	
1～3人	33.3万円	25万円	50万円
4～6人	46.6万円	35万円	70万円
7人以上	66.6万円	50万円	100万円

※業務改善助成金における対象経費支出額から助成金額を除いた額に2分の1を乗じた額が左表の県奨励金額より低い場合は、業務改善助成金における対象経費支出額から助成金額を減じた額に2分の1を乗じた額を県奨励金の上限額とします。

≪申請の流れ≫ ★については、各提出書類の原本と写しを提出し受領印を押してもらってください。(県への手続きに必要です)



※県様式については山形県HPからダウンロードいただけます

県トップページ > 産業・仕事 > 労働・雇用 > 事業者向け情報 > 企業の皆さまの所得向上に向けた取組みを応援します！～奨励金事業のご案内～

お問合わせ窓口

業務改善奨励金
正社員化・所得向上促進事業奨励金
山形県商工労働部雇用対策課
〒990-8570山形市松波二丁目8-1
TEL:023-630-2389・2378

業務改善助成金
山形労働局
雇用環境・均等室
023-624-8228

キャリアアップ助成金
最寄りのハローワークに
お問合わせください。

正社員化促進事業奨励金

※小・・・小規模事業主 中・・・中小企業事業主 大・・・大企業
 ※厚生労働省助成金については生産性向上が認められる場合等に増額あり

45歳未満の県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換すること。

キャリアアップ助成金 正社員化コース	1人当たり	
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
有期→正規	中 57万円	小 40万円
		中 30万円
	大 42.75万円	大 10万円

キャリアアップ助成金 正職社員化コース	1人当たり	
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
無期→正規	中 28.5万円	小 20万円
		中 15万円
	大 21.375万円	大 5万円

所得向上促進事業奨励金

※小・・・小規模事業主 中・・・中小企業事業主 大・・・大企業
 ※厚生労働省助成金については生産性向上が認められる場合等に増額あり

①賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者（派遣労働者は除く）の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定すること。

キャリアアップ助成金 賃金規定等 改定コース	全ての非正規雇用労働者を対象		一部の非正規雇用労働者を対象	
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
対象労働者数 1人～3人	中 9.5万円	小 6.5万円	中 4.75万円	小 3.25万円
		中 5万円		中 2.5万円
	大 7.125万円	大 1.5万円		大 0.75万円
対象労働者数 4人～6人	中 19万円	小 13.5万円	中 9.5万円	小 6.75万円
		中 10万円		中 5万円
	大 14.25万円	大 3.5万円		大 1.75万円
対象労働者数 7人～10人	中 28.5万円	小 20万円	中 14.25万円	小 10万円
		中 15万円		中 7.5万円
	大 19万円	大 5万円		大 2.5万円
対象労働者数 11人～100人 (1人当たり)	中 2.85万円	小 2万円	中 1.425万円	小 1万円
		中 1.5万円		中 0.75万円
	大 1.9万円	大 0.5万円		大 0.25万円

＜「一部」とは＞
 雇用形態ごと
 (契約社員・パート など)
 職種ごと
 (事務職・技能職 など)
 部署ごと
 (事務部門・工場部門 など)
 などの合理的区分によります。

＜賃金規定等の増額改定とは＞
 これまで賃金規定等がなく、
 新たに作成する場合を含みます。

＜最低賃金との関係＞
 最低賃金改正についての公示
 日から発効日の前日までに行われ
 た増額改定については、当該
 改正最低賃金までの増額分につ
 いても2%に含めることができ
 ます。



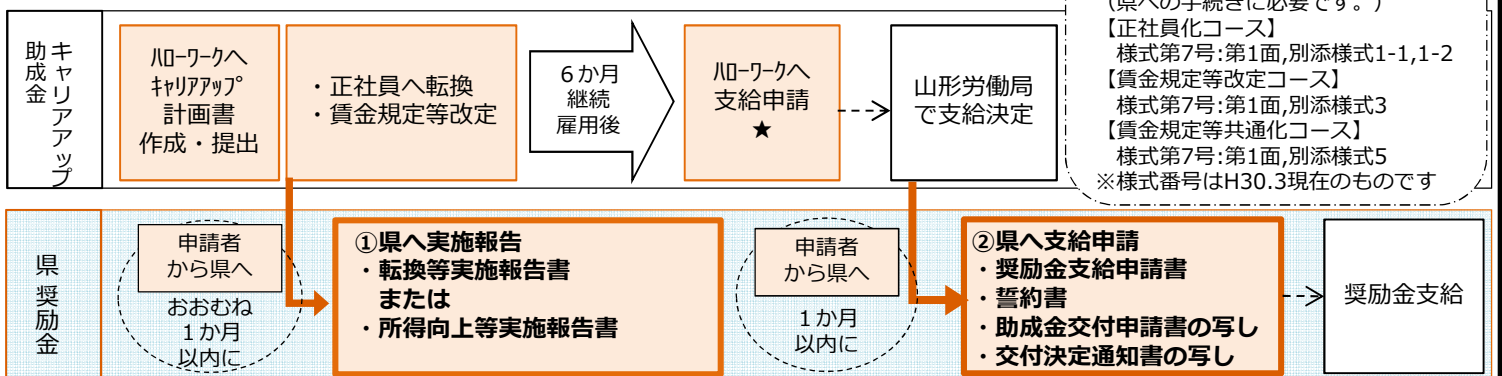
②賃金規定等共通化コース

非正規雇用労働者（派遣労働者は除く）に関して、正社員と共通の職務に応じた賃金規定等を作成すること。

キャリアアップ助成金 賃金規定等 共通化コース	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
	中 57万円	小 40万円
	大 42.75万円	中 30万円
		大 10万円

【参考】
 「小規模事業主（者）」とは、各助成金で規定する中小企業事
 業主（者）のうち、業種区分が「製造業その他」においては企
 業全体の常時雇用する労働者が20人以下、業種区分が「商
 業・サービス業」においては企業全体の常時雇用する労働者数
 が5人以下である事業主をいいます。（全奨励金 共通）

《申請の流れ》 「正社員化促進事業奨励金」 「所得向上促進事業奨励金」 共通



★について
 支給申請書の原本と写しを提出し受
 領印を押してもらってください。
 (県への手続きに必要です。)
 【正社員化コース】
 様式第7号:第1面,別添様式1-1,1-2
 【賃金規定等改定コース】
 様式第7号:第1面,別添様式3
 【賃金規定等共通化コース】
 様式第7号:第1面,別添様式5
 ※様式番号はH30.3現在のものです